

## 小規模多機能型居宅介護ふるさと 利用料金表

※ 赤字記載部分が今回改定となっています

令和3年4月1日 現在

(単位：円)

		改定前	改定後	内 容 等	
基本料金	同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援 1	3,418/月	3,438/月	/
		要支援 2	6,908/月	6,948/月	
		要介護 1	10,364/月	10,423/月	
		要介護 2	15,232/月	15,318/月	
		要介護 3	22,157/月	22,283/月	
		要介護 4	24,454/月	24,593/月	
		要介護 5	26,964/月	27,117/月	
	同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援 1	3,080/月	3,098/月	
		要支援 2	6,224/月	6,260/月	
		要介護 1	9,338/月	9,391/月	
		要介護 2	13,724/月	13,802/月	
		要介護 3	19,963/月	20,076/月	
		要介護 4	22,033/月	22,158/月	
		要介護 5	24,295/月	24,433/月	
※ 新型コロナウイルス感染症に対応するため特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せとなります					
初期加算		30/日	30/日	登録した日から30日以内	
認知症加算（Ⅰ）… 要介護者のみ		800/月	800/月	認知症自立度Ⅲ以上の場合	
認知症加算（Ⅱ）… 要介護者のみ		500/月	500/月	認知症自立度Ⅱの場合	
看護職員配置加算（Ⅰ）… 要介護者のみ		900/月	900/月	常勤・専従の看護師を1名以上配置している場合	
看取り連携体制加算 … 要介護者のみ		64/日	64/日	看護職員配置加算（Ⅰ）を算定し、看護師との24時間連絡体制が確保され、看取り期における対応方針を定め利用開始の意思を持っている場合	
訪問体制強化加算 … 要介護者のみ		1,000/月	1,000/月	訪問する従業者が2名以上で、1月あたりの訪問回数が200回以上、同一建物以外の利用者が50%以上の場合	
総合マネジメント体制強化加算		1,000/月	1,000/月	個別計画を随時適切に見直し、地域における活動への参加の機会が確保されている場合	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100/月	100/月	「バド」アクションを実施している医療提供施設の療法師等の助言を受け計画を作成し定期的に助言を受ける	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200/月	200/月	「バド」アクションを実施している医療提供施設の療法師等が定期的に利用者宅を訪問し心身状況等の評価を共同で行う	
若年性認知症利用者受入加算		800/月	800/月	若年性認知症の方を受入れ、個別の担当者を定めた場合	
		(予防) 450/月	(予防) 450/月		
口腔・栄養スクリーニング加算		5/回 (6月に1回を限度)	20/回 (6月に1回を限度)	利用開始時及び6月ごとに栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報を提供した場合	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		640/月	750/月	介護福祉士70%以上、または勤続10年以上介護福祉士25%以上	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		500/月	640/月	介護福祉士50%以上	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		350/月	350/月	介護福祉士40%以上、常勤職員60%以上、勤続7年以上の者が30%以上のいずれか	
科学的介護推進体制加算		(新設)	40/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、活用していること	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		上記利用料金合計に10.2%乗じた額	上記利用料金合計に10.2%乗じた額	算定基準を満たした場合	
特定処遇改善加算（Ⅰ）		上記利用料金合計に1.5%乗じた額	上記利用料金合計に1.5%乗じた額	算定基準を満たした場合	
居 住 費		2,200/泊	2,200/泊		
食 費		朝食-400、昼食-600、夕食-600 /日	朝食-400、昼食-600、夕食-600 /日		
水道光熱費		500/泊	500/泊		

■ その他

☆レクリエーション、クラブ活動

ご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加した場合の材料費、入場料等の実費

※ 利用料金(基本料金及び各種加算額)は、自己負担割合が1割の場合について記載しています。各ご利用者の利用料金は、

介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合に応じた金額となります。